

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記国有財産を一般競争入札により、農地法（昭和27年法律第229号）第46条第1項に規定する農業利用を目的とした売払いをします。

記

1 売払物件

物件 番号	財産 区分	所 在 及 び 地 番	地 目	登記簿面積
1	土地	栃木県大田原市滝岡字滝ノ沢286番	田	2,405㎡

- (注) 1 土地の評価は、農地で行い、面積は登記簿面積とする。
2 土地は現況での売払いとする。

2 競争参加者に必要な資格

農地法第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加を希望する者は、4の(1)の①の提出期限までに、4の(1)の②の提出場所に「国有財産競争入札参加申込書」を提出すること。

入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
(2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 東（ひがし）
所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館 10階
電 話 048（740）0121

4 入札参加申込、入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
① 提出期限 令和7年7月28日（月曜日）午後5時 必着
② 提出場所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館 10階
農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課
（郵送される場合は必ず簡易書留でお願いします。）
- (2) 入 札 令和7年9月9日（火曜日）午後1時30分
(3) 開 札 入札締切後直ちに開札
(4) 場 所 大田原市役所 本庁舎1階 103会議室
（栃木県大田原市本町1丁目4番1号）

5 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を現金又は銀行が振り出した小切手（宛先が振出金融機関）により納入すること。

なお、小切手の振出金融機関は東京手形交換所に加盟していることを要する。

6 契約保証金

落札者は、落札後、直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する金額を現金又は銀行が振り出した小切手により納入すること。

なお、小切手の振出金融機関は東京手形交換所に加盟していることを要する。

7 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が落札後、国有財産売買契約書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、5の入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面（戸籍抄本）及び印鑑証明書を国有財産競争入札参加申込書を提出する際に併せて提出すること。

また、法人の場合には、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握できる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）を提出すること。

（注）上記書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (2) 入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

11 入札に携行すべきもの

入札者の登録印鑑（代理人をもって入札しようとする場合は、代理人の登録印鑑及び登録印鑑証明書）

12 契約内容等の公表

入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とする。

以上公示する。

令和7年7月4日

契 約 担 当 官

関 東 農 政 局 長 安 東 隆

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。
なお、委任状には受任者の使用印を押印してください。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません（以下「入札保証金等」という。）。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に〒を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照）
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所
に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異
議を申立てることはできません。

第12条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札
を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、再入札をしても、なお、予
定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申
し立てることはできません。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。
ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除
要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補
者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へ
その旨通知します。第9条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補
者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札
候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当
局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した
者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落
札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警
察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留
保します。

第14条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項
第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和
55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであ
るときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第15条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落
札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金等を契約保
証金の一部に振り替えることができます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件
の入札者に係る入札保証金等の還付を留保します。

なお、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場
合には、入札保証金等を還付します。

第16条 落札者が落札後国有財産売買契約書を関東農政局長に提出しないときは、そ
の落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属することになります。

第17条 落札者は、落札後直ちに国有財産売買契約書を関東農政局長に提出すると
ともに、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する
金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりま
せん（以下「契約保証金等」という。）。

第18条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還
付します。

ただし、契約者（落札者）からの申し出により契約者（落札者）に払い戻すべき
契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第19条 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになります。

第20条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第21条 入札による契約の締結後、「所在地」、「面積」、「地目」、「応札者数」、「開札結果」、「契約日」、「契約金額」、「契約相手方の法人・個人の別」、「価格形成上の減価要因（建物解体撤去、地下埋設物等を減価要因とした場合にはその旨記載）」、「農業振興地域」、「都市計画区域」、「用途地域」、「建蔽率」、「容積率」等を農林水産省又は地方農政局のホームページで公表することに対する同意を契約締結の要件とします。

第22条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規及び関東農政局競争契約入札心得の定めるところによって処理します。

○暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記 1 から 3 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

上記事項について、入札参加申込書の提出をもって誓約します。

○ 予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

- 第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

- 第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法 (抄)

(職員の行為の制限)

- 第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 農 地 法 (抄)

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号及び第四号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、この法律その他の農業に関する法令の遵守の状況等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の二 農業経営基盤強化促進法第十六条の三第一項に規定する認定経営発展法人（第五条第二項第九号において単に「認定経営発展法人」という。）から第一号に掲げる権利を取得しようとする場合（当該認定経営発展法人がその農業経営発展計画（同法第十六条の二第一項に規定する農業経営発展計画をいう。第五条第二項第九号において同じ。）に記載する同法第十六条の二第二項第5号イ及びロに掲げる事項としてこれらの権利の設定又は移転について同条第一項又は同法第十六条の三第一項の認定を受けている場合を除く。）

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

六 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合